

個人再生手続の申立てに当たって(令和7年11月1日以降適用)

提出書面

1ないし4の申立書類等の副本については、申立後、個人再生委員宛てに直送していただきます。

1 申立書類一式…正本(裁判所用)1通を提出

- (1) 申立書
- (2) 収入一覧及び主要財産一覧
- (3) 債権者一覧表
 - * (3)は、正本のほか、再生債権者の人数分の副本を提出してください。
- (4) 住民票の写し(マイナンバーの記載が無いもの。発行日から6か月以内の原本(コピー不可))
- (5) 委任状

2 添付書面…正本(裁判所用)1通を提出

- (1)【小規模個人再生】(コピー可、マイナンバーの記載が無いもの)
 - ① 確定申告書、源泉徴収票、課税証明書又は所得証明書(直近1年分)
 - ② 給与明細書(直近2か月分)
- 【給与所得者等再生】(コピー可、マイナンバーの記載が無いもの)
 - ① 源泉徴収票又は確定申告書(直近2年分)
 - ② 課税証明書又は所得証明書(直近2年分)
 - ③ 給与明細書(直近2か月分)
 - ④ 可処分所得額算出シート
- (2) 住宅・敷地その他再生債務者が所有する不動産の登記事項証明書(発行日から3か月以内の原本、コピー不可、共同担保目録付き)
- (3) 財産目録及び清算価値算出シート
- (4) 家計全体の状況(直近2か月分)

3 疎明資料…正本(裁判所用)1通を提出

*マイナンバーの記載がある書類については、当該部分にマスキングを施したコピーを提出してください。

4 住宅資金貸付債権の一部弁済許可を申し立てる場合

一部弁済許可申立書の正本1通・副本1通(申立代理人に交付する許可証明書用)を裁判所に提出し、個人再生委員に対しては許可申立書の副本1通を前記各書類の副本と共に直送してください。

※ 申立後に添付書類を追加提出する場合や、個人再生委員から提出を指示された書面については、正本を裁判所に提出し、副本を個人再生委員に直送してください。

手続費用等

1 申立手数料 1万円(収入印紙)

2 裁判所予納金 1万5120円(官報公告費用)

【注意】中目黒庁舎の出納窓口で納付する場合は1万6000円となります。通常交付する保管金提出書では納付できませんので、申立時に中目黒庁舎にて窓口納付を希望する旨をお伝えください。

3 予納郵便切手 (1)1990円分(内訳:140円切手×6枚、110円切手×5枚、20円切手×20枚、10円切手×20枚)

(2)110円切手×3枚、

(3)140円切手×2枚×再生債権者数

4 宛名ラベル (1)再生債務者代理人宛ての「宛名ラベル」を5枚

(2)再生債権者宛ての「宛名ラベル」を各再生債権者分(2組分)

★ 宛名ラベルは申立時に1組分、再生計画案提出時に1組分を、封筒に貼らずにご提出ください。

★ ラベルの宛先が債権者一覧表の債権者名及び住所と一致しているかどうかをご確認ください。

再生計画案提出時に提出する宛名ラベルについては、再生手続開始決定後の再生債権者名義の変更や送付先等の変更にご注意ください。

★「宛名ラベル」のご準備が難しい場合は、書記官室までご連絡ください。

5 分割予納金

個人再生委員から分割予納金の振込口座の通知がありますので、再生債務者は、計画弁済予定額を、個人再生委員の指定した期限までに振り込んでください。